

第3章 避難実施要領のパターン

第3章 避難実施要領のパターン

市は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、避難住民の誘導を行う事となる。そのために、必要な基本的事項を以下のとおり示す。

1 基本パターンの様式

国民保護措置を行う事態が発生した場合においては、時間的な余裕がなく、混乱することも考えられることから、以下の基本パターンの項目について簡条書き等での実施要領の作成も念頭に入れておくものとする。

避難実施要領				
			豊見城市長	
		平成 年 月 日	時 分	現在
屋内避難		・	市内避難	
		・	市外避難	
1 警報の内容				
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)				
2 避難の指示				
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)				
3 避難の方法に関する事項 (法第 61 条第 2 項第 1 号)				
要避難地域				
要避難者数				
うち避難行動要支援者数				
避難先地域				
一時避難所及び集合方法				
集合時間				
避難経路				
避難手段				
避難開始日時				
4 避難の実施に関し必要な事項 (法第 61 条第 2 項第 3 号)				
避難施設	名称			
	所在地			
	連絡先			
避難にあたっての留意事項				
追加情報の伝達方法				
5 避難住民の誘導に関する事項 (法第 61 条第 2 項第 2 号)				
職員の配置場所				

第3章 避難実施要領のパターン

職員間の連絡方法	
避難行動要支援者の避難誘導方針	
残留者の確認方法	
6 緊急時の連絡先	
豊見城市 国民保護／緊急対処事態対策本部	TEL : FAX :

【避難の指示】

<p>避難の指示（一例）</p> <p style="text-align: right;">沖 縄 県 知 事 平成〇年〇月〇日〇時現在</p> <p>■ 本県においては、〇月〇日〇時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時に避難措置の指示があった。 要避難地域の住民は、次に掲げる避難方法に従って、避難されたい。</p> <p>■ 本県における住民の避難は次の方法により行うこととする。</p> <p>(1) 豊見城市〇〇小学校区（自治会単位等での呼びかけも含む）の住民は、市内の A 小学校区を避難先として〇日〇時を目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送手段及び避難経路 徒歩により、緊急に〇〇小学校区の避難所へ移動後、指示を待つ ・・・・・・・・・・以下省略・・・・・・・・・・ <p>(2) 豊見城市〇〇小学校区（自治会単位等での呼びかけも含む）の住民は、市内の B 小学校区を避難先として〇日〇時を目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送手段及び避難経路 徒歩により、国道〇〇号（県道〇〇号線）によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定） <p>※〇時から〇時まで国道〇〇号及び県道〇〇号線は交通規制（一般車両の通行禁止） ※豊見城市役所職員及び関係機関の誘導に従って避難する。 ※細部については、避難実施要領による。</p> <p>(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。</p>
--